

マルチ商法被害に関する被害者説明会を開催します！

友人から「月に8万円の収入」と誘われ、50万円以上もする「パソコンソフト」を購入したものの、実際には言われたような収入が得られないという被害が広がっています。

被害がこれ以上広がるのを防ぐため、大阪弁護士会では下記のとおり、被害者説明会を開催いたします。また、被害者説明会に参加された方で、弁護士に法的手続を依頼したいという方むけに、有志の弁護士により個別相談会が開催されます。皆様、是非ご参加下さい。

なお、個別相談を希望される場合も、あらかじめ被害者説明会に参加いただきますよう、お願いいたします。

【被害者説明会】

日 時 **平成19年3月27日（火）**

受付：**午後12時30分～** 説明会：**午後1時～午後4時**

場 所 大阪弁護士会館2階ホール

【個別相談会】

日 時 **平成19年4月4日（水）午後3時～午後7時**

場 所 大阪弁護士会館（会議室未定）

両日とも参加費は**無料**です。

両日とも手話通訳があります。



大阪弁護士会館

住所：大阪市北区西天満1-12-5

最寄駅

地下鉄・京阪「淀屋橋」駅下車 徒歩約10分

地下鉄・京阪「北浜」駅下車 徒歩約7分

有料駐車場がありますが、台数に限りがありますので、なるべく電車・バスをご利用下さい。

3月27日（火）の被害者説明会への参加を希望される方は、参加申込書に必要事項をご記入のうえ、大阪弁護士会宛にFAX送信して下さい。

参加申込書（返送先FAX番号：06-6364-4653）

3月27日（火）の被害者説明会に **参加します。**

代表者のお名前：_____

参加申し込み人数：_____人

手話通訳が必要な方：_____人

要約筆記が必要な方：_____人

ループが必要な方：_____人

ご記入いただきました個人情報、出席者、出席者数の把握のために利用いたします。

本件に関する問い合わせ先 大阪弁護士会（担当 武田） TEL：06-6364-1227 FAX：06-6364-4653